

【主幹・主任教諭公募1】 都立高等学校等主幹・主任教諭 公募

第1 目的

東京都教育委員会は、急激な社会変化や、それに伴う生徒や保護者などの学校教育への要望に対して、迅速・的確に対応するため、平成15年度の主幹制度の導入以降、学校経営にかかる体制整備を推進してきたところである。今後、各学校における特色ある教育の一層の推進を図るとともに、学校運営の基幹となる教員の継続的な配置が課題である。

そのため、東京都立学校教員公募制人事実施要領に基づき、都立高校等の改革に意欲と実績のある主幹教諭（教育管理職候補者、主幹教諭（養護）は除く）、主任教諭を公募し、各公募実施校に配置する。

第2 応募の要件

- 1 都立高等学校に勤務している主幹教諭（教育管理職候補者、主幹教諭（養護）は除く）、主任教諭で、令和3年3月31日現在、現任校において3年以上主幹教諭である者又は3年以上主任教諭（主任教諭は、教諭としての勤務年数を合算できる。）である者であって、募集する教科・科目の選考区分で採用され入都したもの。

なお、新規採用後1回目の異動に該当する主任教諭は対象としない。

- 2 都立及び区立中高一貫教育校に勤務している主幹教諭（教育管理職候補者、主幹教諭（養護）は除く）、主任教諭で、令和3年3月31日現在、現任校において3年以上主幹教諭である者又は3年以上主任教諭（主任教諭は、教諭としての勤務年数を合算できる。）である者であって、募集する教科・科目の中・高共通又は高校の選考区分で採用され入都したもの。

なお、新規採用後1回目の異動に該当する主任教諭は対象としない。

- 3 都立特別支援学校に勤務している主幹教諭（教育管理職候補者、主幹教諭（養護）は除く）、主任教諭で、令和3年3月31日現在、現任校において3年以上主幹教諭である者又は3年以上主任教諭（主任教諭は、教諭としての勤務年数を合算できる。）である者であって、募集する教科・科目の中・高共通又は高校の選考区分で採用され入都したもの。

なお、新規採用後1回目の異動に該当する主任教諭は対象としない。

- 4 都立公立中学校、又は区立特別支援学校中学部（以下、「公立中学校」という。）に勤務している主幹教諭（教育管理職候補者、主幹教諭（養護）は除く）、主任教諭で、令和3年3月31日現在、現任校において3年以上主幹教諭である者又は3年以上主任教諭（主任教諭は、教諭としての勤務年数を合算できる。）である者であって、募集する教科・科目の選考区分で入都したものについては、中高一貫教育校に限り応募することができる。

なお、新規採用後1回目の異動に該当する主任教諭は対象としない。

- 5 中高一貫教育校に応募する者は、募集する教科・科目の中学校及び高等学校の免許所有者を対象とする。ただし、技術及び情報はこの限りではない。
- 6 中高一貫教育校に応募する場合に限り、上記2から4までにおいて、中学校の選考枠で採用された者も応募可能とする。

※ 都立学校に勤務している定年退職予定者、再任用教育職員である者で、令和3年3月31日現在64歳以下の者は、現在勤務している職と同等以下の職に応募することができる（現

に管理職である者の申し込みも可能とする。)。ただし、本件公募に応募する者は、10月実施予定の再任用教育職員選考において、「フルタイム勤務」に限り申し込むことができる。

第3 募集・応募の方法

1 「募集要項」の策定と公開

(1) 「募集要項」の策定

主幹・主任教諭公募を実施する都立高等学校等（以下「公募校」という。）は、求める教員像を明確にした上で、募集対象教科・科目、募集人員（主幹教諭又は主任教諭1名）、応募条件・手続、選考方法等について募集要項を策定する。募集する職層を限定する場合には、その旨を募集要項に明記する。

(2) 「募集要項」の届出

公募校は、「教職員一覧表」又は教科・科目での欠員が確実となることを示す資料とともに、「募集要項」を指定された期日までに所管の学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）に届け出る。

(3) 「募集要項」の公開

公募校は、自校のホームページに主幹・主任教諭公募の「募集要項」を指定された期日以降に掲載する。

2 主幹・主任教諭公募に関する提出書類

(1) 教員公募一覧表（校長が、募集要項と併せて支援センターに提出する。）

「教員公募一覧表」（様式4-2）

(2) 教員公募応募状況報告書（校長が、応募状況を支援センターに提出する。）

「教員公募応募状況報告書」（様式5-2）

(3) 教員公募推薦順位報告書（校長が、面接者の推薦順位を支援センターに提出する。）

「教員公募推薦順位報告書」（様式6-2）

3 応募手続

(1) 都立学校の応募者

ア 提出書類

(ア) 「東京都立学校教員公募制人事応募用紙」（様式1-5）

(イ) 主幹・主任教諭公募用「推薦書」（様式3-1）（所属校の校長が作成し、厳封されたもの）

(ウ) その他、応募先の公募校が「募集要項」で指定したもの

イ 応募期間 令和2年9月4日（金）から9月18日（金）まで

ウ 提出先 応募先の公募校の校長宛てに「親展」と朱書し、郵送する。

※ メールでの送付は受け付けないので注意すること。

エ その他 主幹・主任教諭公募は、一人1校のみ応募ができることとし、所属校の校長の推薦を必要とする。ただし、主任教諭は、東京都立学校教員公募制人事実施要領に基づいて実施される他の公募と併願可能である。

(2) 公立中学校・区立中高一貫教育校の応募者

ア 提出書類

(ア) 「東京都立学校教員公募制人事応募用紙」（様式1-5）

(イ) 主幹・主任教諭公募用「公立中学校主幹教諭・主任教諭 推薦書」（様式3-2）（所属校の校長が作成し、厳封されたもの）

- (ウ) その他、応募先の公募校が「募集要項」で指定したもの
- イ 提出先
- (ア) 所属校の校長は、必要書類を封筒に入れ、応募先の公募校の学校名を明記した上で、区市町村教育委員会に提出する。
- (イ) 区市町村教育委員会は、教育庁人事部職員課へ必要書類を提出する。
(島しょ地区の町村教育委員会は、所管する教育庁出張所を經由して提出する。)
- (ウ) 人事部職員課は、公立中学校等の応募者の書類を取りまとめ、該当の中高一貫教育校長へ送付する。
- ウ 提出期限 令和2年9月11日(金) 人事部職員課必着
- エ その他 主幹・主任教諭公募は、一人1校のみ応募ができることとし、所属校の校長の推薦を必要とする。ただし、主任教諭は、中高一貫教育校公募と併願可能である。

第4 選考の方法等

- 1 書類審査の上、面接を実施し、被面接者の専門的知識、能力、意欲等を勘案して決定する。
- 2 面接の際、応募先の公募校が指定する必要資料を持参する。
- 3 書類審査及び面接は、応募先の公募校の管理職が行う。
- 4 応募先の公募校の校長は、実施結果を速やかに支援センターに報告する。

第5 配置等

東京都教育委員会が応募先の公募校の教員として適格と判断した主幹教諭、主任教諭は、令和3年4月1日異動時に当該校の主幹教諭、主任教諭として配置する。

都立学校に勤務している定年退職予定者、再任用教育職員である者で、令和3年3月31日現在64歳以下の者が、再任用教育職員選考において、「フルタイム勤務」以外の区分に申し込んだ場合(併願の場合も含む)又は、再任用教育職員選考において不合格若しくは本件公募の応募要件に見合う職以外の職で合格した場合は、本件公募による配置は行わない。

第6 その他

- 1 主幹・主任教諭公募を実施できるのは、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校であり、募集人数は全日制、定時制及び通信制の各課程につき主幹教諭又は主任教諭1名である。
- 2 この細目に定められていない事項については、「東京都公立学校教員の定期異動実施要綱」及び「東京都公立学校4級職(主幹教諭・指導教諭)の定期異動実施要綱」の定めによる。